

第1章 基本構想の概要

1. 策定経緯

大和郡山市では、全国的な傾向と同様に人口が減少し、少子・高齢化の傾向がより一層強まっています。今後も高齢化社会が進行し、高齢者の働く機会がこれまで以上に増加することや障害を抱える方の社会活動もますます活発化していくことが見込まれます。また、日ごろ「バリア」を感じない人であっても、病気やケガをした時、妊産婦になった時、乳幼児を連れていく時などに「バリアフリーな社会」の必要性は高まっています。このような社会的背景から、すべての人にとって生活しやすい「バリアフリーな社会」を目指すことが重要です。

本市においては、平成12年(2000年)に施行された「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法)」、平成18年(2006年)に施行され、一体的・総合的なバリアフリー施策の推進を図るために「交通バリアフリー法」と「ハートビル法(平成6年(1994年)施行)」を統合・拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」に基づき、平成23年度(2011年度)に「大和郡山市バリアフリー基本構想(JR・近鉄郡山駅周辺移動等円滑化基本構想)」(以下、旧基本構想)を策定し、「人が集い、人が暮らし続けるバリアフリーなまちづくり」を目指して、ハード面、ソフト面の両面からバリアフリー整備に取り組んできました。

このような中、令和3年(2021年)の東京オリンピック・パラリンピックや令和7年(2025年)に開催予定のEXPO2025大阪・関西万博を契機に、共生社会の実現や、高齢者、障害者等も含んだ一億総活躍社会の実現を目的にバリアフリー法が改正され、バリアフリーのまちづくりに向けた地域における取組の強化や、「心のバリアフリー」の推進が新たに位置づけられました。

本市においても、令和3年(2021年)に旧基本構想が目標年次を迎えたことから、改正されたバリアフリー法の趣旨を反映し、これまでのバリアフリーの取組を補完・強化するとともに、さらに効率的かつ継続的にバリアフリー化を推進するため、旧基本構想を改定し、本基本構想を策定することとしました。

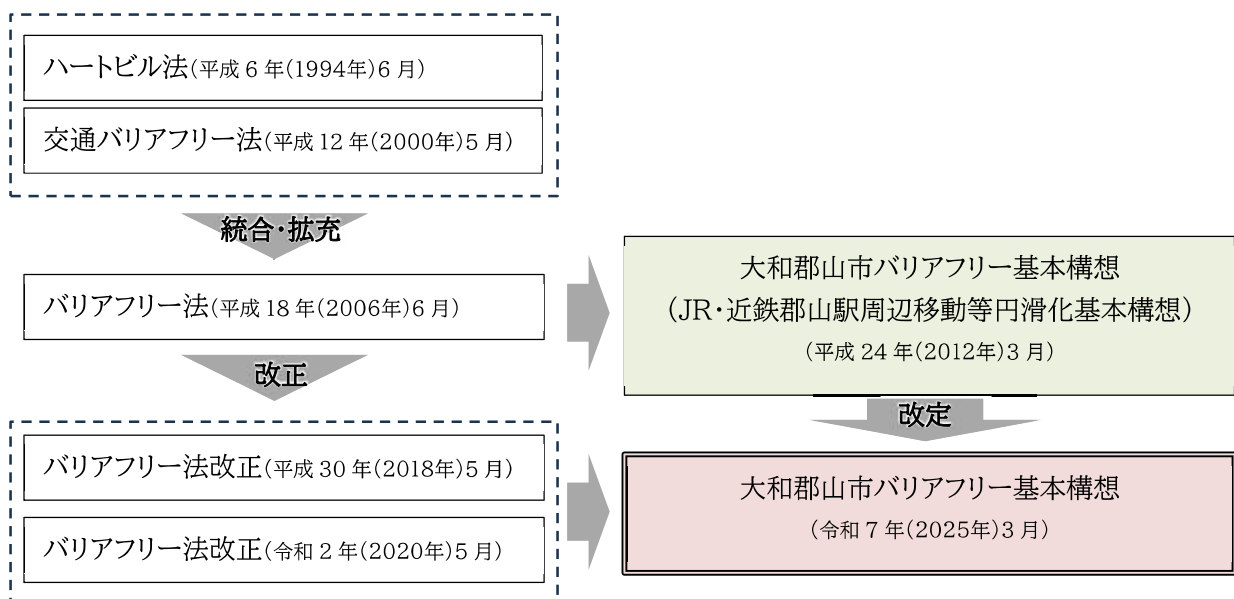


図.策定の経緯

2. 基本構想の位置づけ

2.1 基本構想の構成

本基本構想は、バリアフリー法第24条第2項に基づく移動等円滑化促進方針ならびに同法第25条第1項に基づく移動等円滑化基本構想を定め、「大和郡山市バリアフリー基本構想」として、移動等円滑化促進方針と移動等円滑化基本構想を一体的に策定するものです。

第1章で基本構想の概要、第2章で大和郡山市の現況に触れた後、第3章と第4章で移動等円滑化促進方針と移動等円滑化基本構想を定めます。最後の第5章で基本構想の推進に関する事項を定めます。

第1章：基本構想の概要

本基本構想の策定経緯及び位置付け、検討方針等の計画の基本事項を記載

第2章：大和郡山市の現況

本市をとりまく人口、世帯数等の現状に関する事項を記載

第3章：移動等円滑化促進方針（大和郡山市が目指すバリアフリー化） （バリアフリー法第24条第2項）

市域全体およびバリアフリー化の優先的な促進が必要な移動等円滑化促進地区を対象とし、バリアフリー化を推進するための基本的な方針等を記載

第4章：移動等円滑化基本構想（バリアフリー化の促進） （バリアフリー法第25条第1項）

バリアフリー化事業の重点的な実施が必要な重点整備地区を対象とし、主要な経路や施設で講じるべきハード事業やソフト施策を特定事業として記載

第5章：基本構想の推進

本基本構想に基づきバリアフリー化を推進するための体制や方策を記載

図.大和郡山市バリアフリー基本構想の構成

2.2 関係法令・計画等との関係

本基本構想の策定に当たっては、高齢者や障害者等の日常生活や社会生活における移動や施設の利用に際して、その利便性、安全性の向上の促進を図る環境整備の一環として、関係者が互いに連携し、市内主要駅及びその周辺の道路、建築物などのバリアフリー化を重点的・一体的に推進していきます。その基本事項として、関連法令や上位計画、関連計画と整合を図りながら、バリアフリー化を推進するための基本方針や実施すべきバリアフリー化事業の内容などを十分に踏まえて策定します。

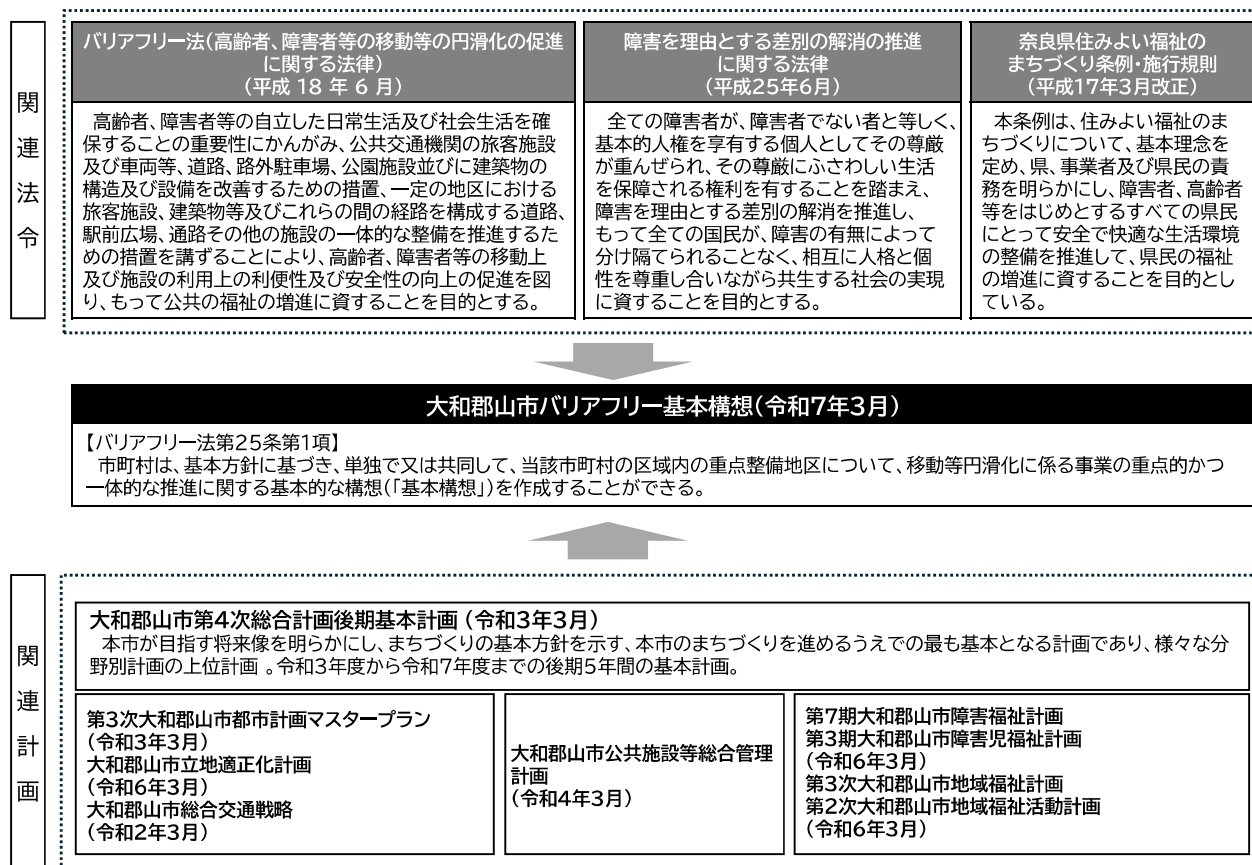


図.基本構想の位置づけ

2.3 検討方針(見直しの視点)

(1) 関連法令や施策等の動向

旧基本構想の策定以降、大和郡山市総合計画や都市計画等の法定計画の改定が行われ、本市の政策が見直されています。また、近鉄郡山駅や平端駅の周辺でまちづくりの機運が高まり、鉄道駅を中心とした関連事業が検討されています。

さらに、バリアフリー法の改正や新たな社会的要請や時代の潮流などを含めて、改定の背景を整理した上で、本基本構想への反映・対応が求められる改定のポイントを整理し、改定の方向性・論点を明確化します。

旧基本構想策定以降の関連法令や施策等の動向

平成24年(2012年)	3月	大和郡山市バリアフリー基本構想 策定	市
	3月	大和郡山市第4次総合計画 策定	市
平成28年(2016年)	4月	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 施行 行政機関等及び事業者に対し、障害のある人への障害を理由とする「不当な差別的取扱い」が禁止されました。	国
平成30年(2018年)	5月	バリアフリー法の改正 ～移動等円滑化促進方針および基本構想の作成等が努力義務化～ 市町村が移動等円滑化促進方針を定める制度を創設するとともに、移動等円滑化促進方針および基本構想の作成と定期的な評価・見直しが努力義務化されました。	国
令和元年(2019年)	7月	近鉄郡山駅周辺地区まちづくり基本計画 策定	市
令和2年(2020年)	5月	バリアフリー法の改正 ～心のバリアフリーに関する啓発活動の事業メニュー化～ 住民や関係者の理解増進や協力確保のために必要な心のバリアフリーに関する取組方針を市町村が定める移動等円滑化促進方針に定められるようになりました。また、心のバリアフリーに関する啓発活動を具体の事業計画となる基本構想に定められるようになりました。	国
	11月	奈良県 心のバリアフリーハンドブック 作成 様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合う「心のバリアフリー」を推進するため、障害のある方や、妊娠されている方、高齢の方などの困り事と、それに対してどんな手助けができるのかを中心に説明した、「心のバリアフリーハンドブック」を令和2年11月に作成しました。	県
令和3年(2021年)		第3次大和郡山市都市計画マスタープラン 策定	市
	3月	近鉄平端駅周辺地区まちづくり基本構想 策定 近鉄平端駅周辺の市民からのご意見や地域の課題を整理し、地区の特性を活かしたまちづくりを実現するための基本的な方向性を定める「近鉄平端駅周辺地区まちづくり基本構想」を策定しました。	市
	4月	バリアフリー法の改正 ～公立小中学校等をバリアフリー化の対象に追加～ 施設設置管理者によるバリアフリー化が義務付けられる施設に、公立の小中学校等が加わりました。	国
	7月 8月	東京オリンピック・パラリンピック開催	国
令和4年(2022年)	3月	都市公園の移動等円滑化整備ガイドラインの改定 ～都市公園のバリアフリー化指針が拡充～ 公園管理者等による都市公園の計画・設計段階への当事者参加を位置付けました。また、トイレのバリアフリー水準の底上げ、バリアフリーを取り巻く状況変化に対応した記載の見直しが行われました（出入口の車止め、車椅子使用者スペース駐車施設等）。	国
		大阪・関西万博施設整備に関するユニバーサルデザインガイドラインの改定 ～様々な利用者を想定した施設整備の指針が公表～ 身体障害（聴覚、視覚、肢体不自由等）、知的障害、精神障害、発達障害等の様々な障害の人の利用を想定した、国際的な水準でのユニバーサルデザインを実現する会場やパビリオンを整備する指針が定められました。	社団
	5月	障害者情報アクセシビリティコミュニケーション施策推進法の施行 ～障害の有無によらない情報保障、コミュニケーション支援が明確化～ 障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とし、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る基本理念、国、地方公共団体等の責務、施策の基本となる事項が定められました。	国
	6月	道路の移動円滑化ガイドラインの策定 ～道路のユニバーサルデザイン化の指針が創設～ 道路管理者が道路施設等を新設、改築、管理する際に、高齢者、障害者等をはじめとしたすべての人が利用しやすいユニバーサルデザインによる道路のあり方を具体的に示しました。	国
令和5年(2023年)	2月	近鉄郡山駅移設に関する基本協定 平成26年の包括協定に基づき、県との間で構想を進めてきた、駅移設を柱とする近鉄郡山駅周辺の整備事業が実現に向けた協定が、奈良県、大和郡山市、近鉄日本鉄道(株)の三者間で結ばれました。	市等
令和6年(2024年)	4月	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 改正法施行 事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されました。	国

(2) バリアフリー法改正の概要

1) 法改正の概要

東京オリンピック・パラリンピックを契機に、インクルーシブな社会的基盤やサービスが取り上げられ、インクルーシブであることの 3 つの基本原則として、公平、尊厳、機能性が求められています。公平は、個人の機能的能力に関係なく、同一の体験や同一の水準でのサービスを受けること、尊厳は、個人を尊重し名誉を守ること、機能性は、サービスまたは施設が全構成員のニーズを満たすこととされています(IPC アクセシビリティガイド)。

このような社会的潮流の中、我が国では共生社会実現を目指したバリアフリー化の一層の推進に向け、ソフト対策を強化し、ハード面、ソフト面が一体となった取組を推進するため、平成 30 年(2018 年)と令和 2 年(2020 年)にバリアフリー法が改正されました。

主なものとして、平成 30 年(2018 年)の改正では、市町村がバリアフリー方針を定めるマスタープラン制度の創設、バリアフリーに関する情報提供の義務化・努力義務化、公共交通事業者等による構造変更等の届出の制度化が行われました。

令和 2 年(2020 年)の改正では、移動等円滑化基準への適合義務の対象が拡大され、公立の小中学校や、バスターミナル等の施設が追加されました。また、特定事業に「教育啓発特定事業」が新たに創設されました。

2) 平成 30 年(2018 年)法改正

① 移動等円滑化促進方針(マスタープラン)の作成

移動等円滑化促進方針(マスタープラン)は、市域全体のバリアフリーに関する方針を示すとともに、旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区(移動等円滑化促進地区)において、面的・一体的なバリアフリー化の方針を市町村が示すもので、広くバリアフリーについて考え方を共有し、具体の事業計画であるバリアフリー基本構想の作成につなげ、バリアフリーへの取組を強化することをねらいとしたものです。

② 情報提供の努力義務化

市町村のバリアフリーマップの作成等にあたり、バリアフリー情報の収集を可能とするため、旅客施設及び道路については情報の提供が義務付けられ、建築物や路外駐車場、公園については、情報提供が努力義務化されました。

情報提供の対象は、バリアフリー設備の有無及びその設置箇所、その他高齢者、障害者等が当該施設を利用するために必要となる情報です。

③ 届出制度の義務化

施設間移動の連続性を確保し、移動の円滑化を図ることを目的に、公共交通事業者または道路管理者が、マスタープランの区域内において、生活関連施設である旅客施設や道路法上の道路と他の施設とが接する部分の構造の変更等を行う場合は、事前の届出が義務化されました。これにより、届出に係る行為が、バリアフリー化を図る上で支障があると認められるときは、市町村が行為の変更等の必要な措置を要請できるようになりました。

3)令和 2 年(2020 年)法改正

① 移動等円滑化基準適合義務の対象拡大

地域の小中学校の通常の学級や特別支援学級へ通う障害のある児童が増加しており、災害時の避難所としても指定されている公立の小中学校等のバリアフリー化がますます重要になっていることから、移動等円滑化基準への適合義務が課される特別特定建築物の一つとして、「公立の小中学校」等が追加されました。また、同改正では、旅客特定車両停留施設についても移動等円滑化基準への適合義務が課されています。

② 教育啓発特定事業の位置づけ

地域の移動等円滑化を図るには、単に施設や経路のハード整備のみならず、「心のバリアフリー」などのソフト対策についても一体的に実施することが効果的であることから、移動等円滑化の促進について、児童、生徒または学生の理解を深めるために学校と連携して行う教育活動の実施に関する事業や、移動等円滑化に関する住民その他の関係者の理解の増進及び協力の確保のために必要な啓発活動の実施に関する事業を「教育啓発特定事業」として位置づけることが可能となりました。

(3)改定のポイント

旧基本構想は、平成 24年度(2012年度)から令和 3 年度(2021 年度)を計画期間としており、現在、策定後 10 年以上が経過しています。

この間、バリアフリー法の改正や市の関連施策の拡充等が行われ、また、市内鉄道駅を中心とした地区で、まちづくり事業に熟度が高まりつつあります。さらには、新たな社会的要請や時代の潮流への対応が求められるようになっていきます。

これらの内外の変化を踏まえ、本構想の改定の背景とポイントを以下に整理しました。

		改定の背景	改定のポイント
法改正や関連施策への対応	1	大和郡山市第 4 次総合計画等の上位関連計画の改定	移動等円滑化促進方針へ反映(理念・考え方)
	2	バリアフリー化の底上げ	学校施設等のバリアフリー化の拡充
	3	ソフト施策の一層の推進	心のバリアフリーの充実
	4	移動等円滑化ガイドラインの改正	基準類に基づく公共施設整備の推進
事業熟度	5	地区の発意・機運の高まり	バリアフリー化を優先的に促進する地区の拡充(大和小泉駅周辺、平端駅周辺)
	6	駅周辺のまちづくり事業の進行	JR・近鉄郡山駅周辺および平端駅周辺等で進行中のまちづくり事業との連携
社会的要請・時代の潮流	7	様々なニーズを持つ人々を包摂する環境づくり	LGBTQ+等の多様な対象者への対応
	8	情報発信のバリアフリー化	情報発信の充実
	9	今後の基本構想の策定スケジュールの検討	重点整備地区以外の今後の優先順位を整理

法改正や関連施策への対応

改定の背景 1：大和郡山市第 4 次総合計画や都市計画等の

上位関連計画の改定

平成 28 年度(2016 年度)から 10 年間の本市が目指す将来像を明らかにし、まちづくりの基本方針を示す「大和郡山市第 4 次総合計画」が平成 28 年(2016 年)3 月に策定されました。また、令和 2 年度(2020 年度)には、令和 3 年度(2021 年度)から令和 7 年度(2025 年度)までの後期 5 年間の基本計画が新たに策定されています。

大和郡山市第 4 次総合計画の基本的な考え方を反映した内容に更新します。

施策 5-3 障害者福祉の充実

関連する SDGs：



1. 現状

新型コロナウイルス感染症拡大の状況の変化により多少の影響を受けていますが、障害者虐待防止活動の啓発を継続して行うとともに、障害者就労施設からの物品等の優先調達に取り組んでおり、毎年目標額を達成しています。また、身体・知的・精神の支援センターにおける機能の充実に努めています。

最近ではオリンピック・パラリンピックを契機に共生社会への取り組みが増しており、今後も健常者と障害者の相互理解に向けた取り組みが求められています。

改定のポイント 1：移動等円滑化促進方針へ反映（理念・考え方）

「大和郡山市第 4 次総合計画」を受け、基本理念や基本方針を更新します。

- ▶総合計画における福祉のまちづくり方針を本基本構想に反映します。
- ▶「高齢者福祉」「障害者福祉」等の充実に向けたハード・ソフト施策の一層の推進を基本方針等に位置付けます。

改定の背景 2：バリアフリー化の底上げ

令和 3 年(2021 年)4 月施行のバリアフリー法改正により、公立小中学校が建築物移動等円滑化基準適合義務の対象に追加されたことを受け、公立小中学校のバリアフリー化への対応が必要となりました。

公立の小中学校に限らず、私立の小中学校や高校、大学等においても同様であり、誰もが支障なく学校生活を送ることができるよう環境を整備していく必要があります。また、小中学校は、災害時には、避難所として、高齢者、障害者等も含め、不特定多数の方々が利用することが想定されることから、バリアフリー化を強化していく必要があります。

改定のポイント 2：学校施設等のバリアフリー化の拡充

小中学校のバリアフリー化の視点を新たに追加し、バリアフリー環境の底上げを目指します。

- ▶小学校は、「避難所」として生活関連施設に位置付けていますが、「学校」として位置付け直すことで、児童・生徒等が通学に利用する経路について、バリアフリー化の考え方などを整理します。

改定の背景 3：ソフト施策の一層の推進

令和2年(2020年)6月施行のバリアフリー法改正により、以下の事項が追加されました。

- ・市町村による移動等円滑化促進方針（マスタープラン）の記載事項に高齢者、障害者等の理解を深めるための「心のバリアフリー」に関する事項を追加
- ・本基本構想に記載する事業メニューの1つに心のバリアフリーに関する「教育啓発特定事業」を追加

移動等円滑化に関する国民の理解と協力を得ることが当たり前の社会となるような環境を実現するため、ソフトの取組推進の重要性が改めて示されています。

改定のポイント3：心のバリアフリーの充実

本市では心のバリアフリーに関する取組をすでに進めており、さらに「教育啓発特定事業」を積極的に位置づけ、具体的な取組を継続的に実践していきます。

▶「障害」はその人の体や心にある「機能の障害」と、社会につくられているバリアの両方できつり出されているものであり、社会にあるバリアを取り除くのは社会の責務であること（障害の社会モデル）を市民が理解し、具体的な行動につなげていくための心のバリアフリーに関わる基本方針の内容を充実させます。

▶新たに本基本構想の事業メニューに「教育啓発特定事業」を記載します。

改定の背景 4：移動等円滑化ガイドラインの改正

バリアフリー法の改正にあわせて、道路や都市公園等の公共施設の個別のガイドラインが作成・改定されました。

例えば、都市公園の出入口に設置される車止めは、車やバイク、自転車の侵入を防ぎ、子ども等の道路の飛び出しを防止するものである一方、車いす利用者の通行が困難な場合があります。この課題を受けて、改定されたガイドラインでは、公園出入口の車止めの形状・配置に関する記述が見直されました。

施設管理者は、これらのガイドラインに沿って施設の整備を行っていくことが求められます。

改定のポイント4：基準類に基づく公共施設等の整備推進

移動等円滑化ガイドラインに沿って施設の整備が進められるよう、施設管理者が施設のバリアフリー化を行う際の具体的な指針としてガイドラインを活用していくことを示します。

▶本基本構想を作成する際には、バリアフリー化の対象とする重点整備地区内の道路や都市公園の現状をガイドラインと照合して検証し、問題のある個所の改善策を事業メニューに記載します。

事業熟度への対応

改定の背景 5：地区の発意・機運の高まり

大和小泉駅は、近鉄郡山駅に次いで市内鉄道駅で2番目に多い乗降客数となっています。さらに、本市のまちづくりや都市計画において、駅を中心とした地域コミュニティの維持や定住を促進していく地域拠点となっています。

また、平端駅の周辺地区は、市民から地域のまちづくりや駅周辺地区のバリアフリー化を求める声が高まっており、近鉄平端駅周辺地区まちづくり基本構想が策定されています。

大和小泉駅と平端駅の周辺地区は、地域の意向等を考慮して、バリアフリー化を優先的に促進する地区として設定することが望まれます。

改定のポイント5：バリアフリー化を優先的に促進する地区の拡充 (大和小泉駅周辺、平端駅周辺)

旧基本構想では、バリアフリー化の優先的な促進が必要な地区として、JR・近鉄郡山駅周辺が位置付けられていますが、大和小泉駅周辺地区、平端駅周辺地区を新たに追加し、当該地区の面的なバリアフリー化を図っていくものとします。

▶バリアフリー化を図る対象区域や地区目標、取組方針、対象施設や経路等を検討し、移動等円滑化促進方針および基本構想に追加します。

改定の背景 6：駅周辺のまちづくり事業の進行

平端駅周辺地区においては、地区の特性を活かしたまちづくりを実現するためのまちづくり基本構想が策定されています。

具体的には、駅西側地区は、徒歩・自転車等を中心として安心して暮らせるようなまちづくりを推進、駅東側地区は駅前を核としてまちに賑わいが生まれ発展するよう、必要な機能の充実が検討されています。

今後実施が見込まれるまちづくり事業の時期を適切に捉え、地区のバリアフリー化を一体的に推進していく必要があります。

改定のポイント6：JR・近鉄郡山駅周辺および平端駅周辺等で進行中のまちづくり事業との連携

JR・近鉄郡山駅周辺地区の他、新たなまちづくりの熟度が高まっている平端駅周辺地区においても、関連するまちづくり事業と連携して地区の面的なユニバーサルデザイン・バリアフリー化を推進するために、具体的な事業計画を定めた「基本構想」を策定します。

社会的要請・時代の潮流への対応

改定の背景 7：様々なニーズを持つ人々を包摂する環境づくり

SDGs（持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals））は、平成 27 年(2015 年)9 月に国連サミットで採択された誰一人取り残さない持続可能でよりよい社会の実現を目指す 令和 12 年(2030 年)までの世界共通の目標です。

本市のまちづくりの基本方針となる大和郡山市第 4 次総合計画でも SDGs を意識した各種施策が記載されています。

また、大阪・関西万博の UD ガイドラインが令和 4 年(2022 年)3 月に発表されています。大阪・関西万博におけるユニバーサルデザインの基本的な考え方として、「誰一人取り残さないインクルーシブな社会」を基本原則にしています。本ガイドラインの中では、配慮が必要となる利用者として、知的や精神、発達などの障害者や性的マイノリティ（LGBTQ+）を示しています。

以上のような時代の潮流や社会的要請に鑑み、様々なニーズを持つ人々を包摂する環境づくりが求められます。



渋谷区みんなが選べる公衆トイレ

改定のポイント 7：LGBTQ+等の多様な対象者への対応

身体・知的・精神・発達障害者、性的マイノリティ（LGBTQ+）へのさらなる配慮など、多様な人々に配慮したバリアフリー推進を位置づけます。

▶関連するハード・ソフト施策の一層の推進を基本方針に記載します。

改定の背景 8：情報発信のバリアフリー化

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行や今後のバリアフリー環境の充実に伴い、バリアフリー設備等に関する情報提供の充実が一層必要になってきます。道路や施設のバリアフリー化が進んでも、必要な設備や機能がどこにあるのかわからなければ、利用することができません。全ての人が外出時に必要な情報を入手できるように、適切に情報発信をしていく必要があります。

近年はスマートフォンの普及により、情報収集の考え方が大きく変わり、多くの人が自分の端末を使ってインターネット上から外出時や施設利用の情報収集を行うようになりました。高齢者や、障害者等をはじめとした全ての人が、WEB などによってバリアフリー情報を入手できることが重要です。

改定のポイント 8：情報発信の充実

今後、各施設管理者の取組により、市内施設におけるバリアフリー設備等の整備が着実に進んでいくことになります。バリアフリー情報を適切に提供・発信する方法を検討し、全ての人が外出時に必要なバリアフリーに関する情報を入手できる環境づくりに努めます。

改定の背景 9 : 今後の基本構想の策定スケジュールの変更

旧基本構想では、JR・近鉄郡山駅周辺地区を定めており、今回の改定では JR・近鉄郡山駅周辺地区の他、大和小泉駅周辺地区、平端駅周辺地区の基本構想を新たに追加します。本市では、3 地区以外にも鉄道駅や市民の生活の中心となる地区があり、これらについても移動等円滑化促進区域を検討し、基本構想に至る道筋を検討することが望ましいといえます。

改定のポイント 9 : 3 地区以外の今後の優先順位を整理

現時点における核となる公共施設の整備や地区の面的なまちづくり事業の見込みやスケジュール、地域の発意等を再整理し、面的なバリアフリー化を推進する地区の優先順位を再検討して基本構想の策定スケジュールを見直します。

2.4 計画期間(目標年次)

計画期間は令和 7 年度(2025 年度)からの 10 年間とし、目標年次を令和 16 年度(2034 年度)とします。ただし、5 年をめぐりに評価・点検を行うとともに、移動等円滑化の取組状況や関連計画の改定状況を踏まえ、必要に応じて適宜見直すものとします。

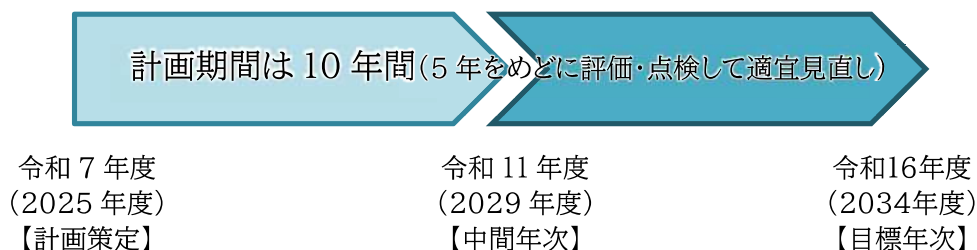


図.目標年次